



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 椿本興業株式会社
代表者名 取締役社長 椿本哲也
(コード番号 8052 東証第 1 部)
問合せ先 取締役専務執行役員 岡本正風
(TEL. 06-4795-8804)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 9 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 113 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう、変更案第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行により、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行なわない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役および監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 32 条（取締役の責任免除）および第 42 条（監査役の責任免除）を変更するものであります。

なお、現行定款第 32 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催予定日 | 平成 28 年 6 月 29 日（水曜日） |
| 定款変更の効力発生予定日 | 平成 28 年 6 月 29 日（水曜日） |

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第1条～第16条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第31条 (条文省略)</p> <p>第32条 (取締役の責任免除)</p> <p>当社は、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第33条～第41条 (条文省略)</p> <p>第42条 (監査役の責任免除)</p> <p>当社は、監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第43条～第50条 (条文省略)</p> | <p>第1条～第16条 (現行どおり)</p> <p><u>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第18条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条 (取締役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第34条～第42条 (現行どおり)</p> <p>第43条 (監査役の責任免除)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第44条～第51条 (現行どおり)</p> |

以上